

目 次

I 検査所の概要

1 経緯	1
2 組織機構	2
3 施設の概要	3
(1) 食肉検査課	3
(2) 市場食品検査課	5
4 主要検査備品等	6
(1) 食肉検査課	6
(2) 市場食品検査課	10

II 検査業務の概要

1 食肉検査課	12
(1) 食肉検査	12
ア と畜検査頭数	12
イ 過去10年間のと畜検査頭数	13
ウ と畜検査の結果に基づく処分状況	14
エ 原因別全部廃棄頭数	15
オ 系統別疾病状況	15
カ 精密検査	19
(2) 食鳥検査	24
ア 月別・入荷先府県別検査羽数	24
イ 過去10年間の食鳥検査羽数	25
ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況	25
エ 精密検査	27
(3) その他の事業	28
ア 学術研究調査用の検体採取への協力	28
イ と畜関係者に対する衛生指導	28
ウ 食鳥事業者に対する衛生指導および食鳥検査員会議の実施	28
2 市場食品検査課	29
(1) 監視指導	29
(2) 食品等の試験検査	29
ア 収去検査	29

イ	収去検査以外の検査	32
(3)	違反食品、県指導基準不適合食品	32
(4)	その他不良食品	32
(5)	苦情・相談	32
(6)	その他	33
ア	貝毒情報による監視	33
イ	一斉取締等	33
ウ	食品衛生協会中央市場の支援	33
III	調査研究	
1	研究発表	34
(1)	と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴と妊娠黒毛和種 における牛白血病ウイルスの母子感染症例	36
(2)	奈良県食肉センターにおける牛白血病の病理学的診断について	39
2	研修・講演会等への参加	43
IV	参考資料	
1	条例・規則等	44
2	奈良県食肉センターの概要	47
3	奈良県中央卸売市場の概要	48
4	と畜に関する料金一覧表	49
5	食鳥検査手数料	49
案内図		50
配置図		
1	奈良県食肉センター	51
2	奈良県中央卸売市場	52

I 検査所の概要

1 経緯

昭和 2 年～ 6 年	県内 9 カ所に市町村営のと畜場許可
昭和 38 年	関係 8 市町長から知事あてに県営と畜場建設陳情
昭和 42 年	と畜検査員連名により、県に対し近代的と畜場建設の陳情
昭和 52 年 4 月	衛生部環境衛生課食品獣疫係に市場食品衛生検査室を新設 勤務場所は奈良県中央卸売市場管理棟
昭和 52 年 5 月	奈良県中央卸売市場開場
昭和 53 年 4 月	衛生部に「と畜場整備統合建設促進協議会」を設置(事務局;環境衛生課)
昭和 54 年 4 月	農林部に所管事務を移管し、「食肉流通センター建設促進協議会」に改称(事務局;畜産課)
昭和 58 年 4 月	衛生部環境衛生課市場食品衛生検査係に改称
昭和 61 年 3 月	「財団法人奈良県食肉公社」設立
平成 2 年 3 月 30 日	「奈良県食品衛生検査所設置条例」公布
平成 2 年 12 月 6 日	「奈良県食肉流通センター」開場(開設者:財団法人奈良県食肉公社) 既存の 5 市町営と畜場閉鎖 「奈良県食品衛生検査所」発足 (食肉検査課、市場食品検査課の 2 課 3 係制、職員 12 名) 奈良県食肉流通センター管理棟 2 階に仮事務所、処理棟 2 階に仮検査室設置
平成 3 年 2 月 5 日	食肉地方卸売市場開場
平成 3 年 4 月 1 日	奈良県食品衛生検査所を「かい」に指定
平成 3 年 9 月 14 日	奈良県食品衛生検査所新築工事着手(食肉検査関係)
平成 4 年 3 月 31 日	奈良県食品衛生検査所新築工事竣工(食肉検査関係)
平成 4 年 4 月 1 日	食肉検査課に第三係(食鳥検査担当)新設
平成 4 年 4 月 13 日	奈良県食品衛生検査所新庁舎での業務開始 仮事務所は閉鎖し、仮検査室は改装し、現場検査室として使用
平成 5 年 3 月 29 日	奈良県食品衛生検査所設置条例一部改正(食鳥検査業務を位置づけ)
平成 5 年 5 月	食鳥検査室を検査所一階に設置
平成 6 年 4 月 1 日	保健環境部と農林部との部間人事交流が始まる
平成 8 年 5 月	検査所 3 階に女性用更衣室及び浴室の設置 処理棟 2 階に現場検査用女性更衣室及び便所の設置
平成 11 年 4 月 1 日	食肉検査課第三係を第一係、第二係に統合し庶務係新設
平成 13 年 10 月	BSE 検査室設置(旧食鳥検査室)
平成 13 年 10 月 18 日	BSE スクリーニング検査(エライザ法)開始
平成 14 年 4 月	研修室を食鳥検査室に改修
平成 25 年 4 月 1 日	奈良県食肉公社が財団法人から公益財団法人に移行 奈良県食肉流通センターが奈良県食肉センターに改称
平成 25 年 10 月	大規模食鳥処理場閉鎖

2 組織機構

(1) 主旨

公益財団法人奈良県食肉公社が大和郡山市丹後庄町に設置すると畜場（奈良県食肉センター）に係ると畜検査その他と畜場法に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場における食品衛生法に基づく事務を分掌させるため、奈良県食品衛生検査所を設置する。

(2) 根拠法令

奈良県食品衛生検査所設置条例(平成 2 年 3 月 30 日奈良県条例第 22 号)

(3) 名称及びその位置

名 称	位 置
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内

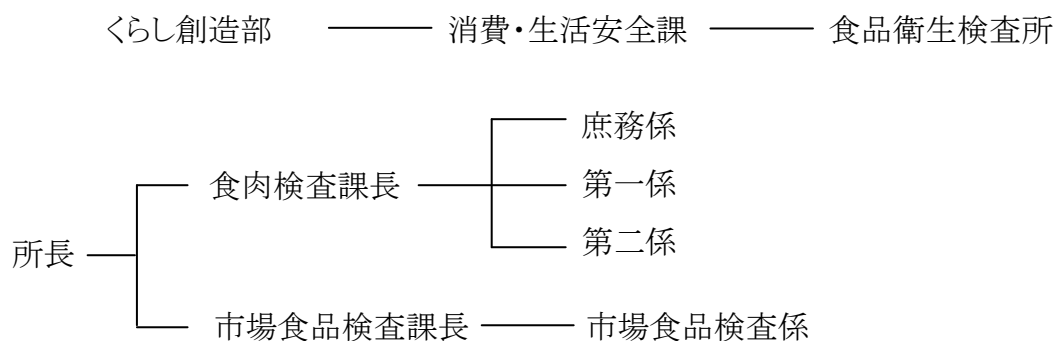
(4) 課の名称及びその位置

名 称	位 置
食肉検査課	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内 TEL 0743-56-8345 (代)
市場食品検査課	大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場内 TEL 0743-56-7007

(5) 機構（平成 26 年 3 月 31 日現在）

- ア 人員 定数15名（獣医師 9、薬剤師 3、日々雇用職員（獣医師）2※、嘱託職員 1）
（※欠員 1 名分および育休中 1 名分として充当）
日々雇用職員（事務補助）1名

イ 組織



(6) 設置期日

- ア 発足 平成 2 年 12 月 6 日
イ かい 平成 3 年 4 月 1 日

3 施設の概要

(1) 食肉検査課

ア 規模構造等

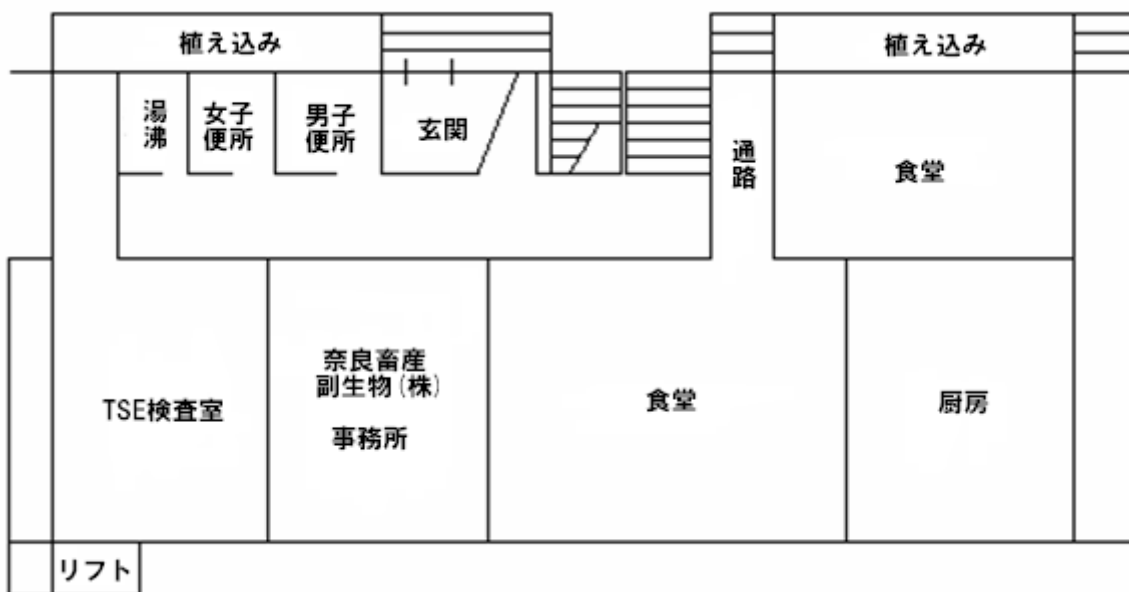
構造 鉄骨造 3階建

建物面積 264.45 m²

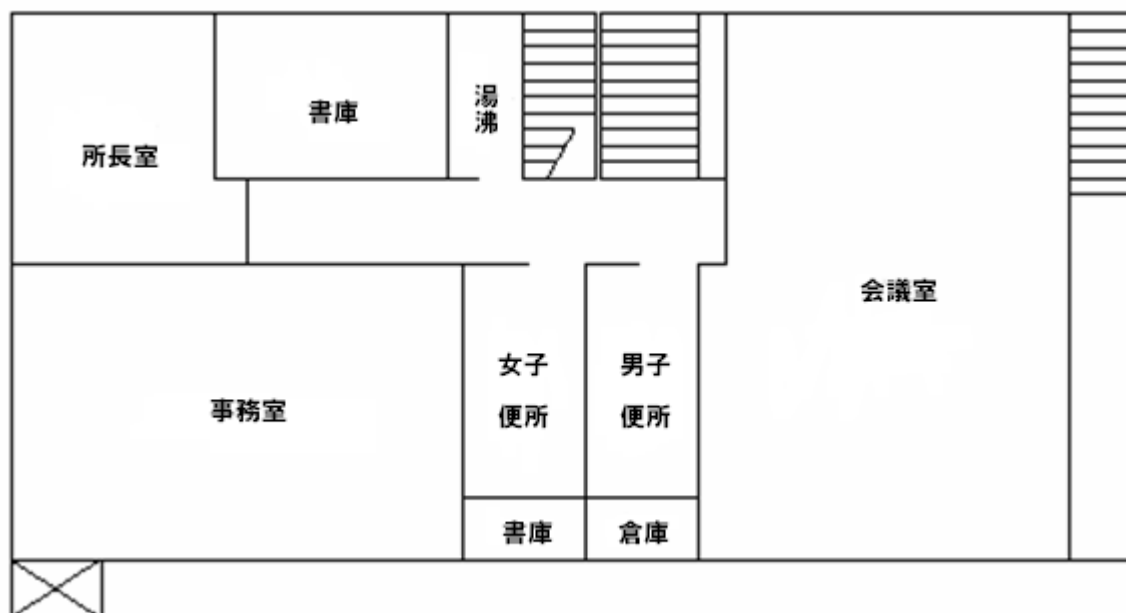
延床面積 775.02 m² (1F 261.34 2F 256.84 3F 256.84)

イ 平面図

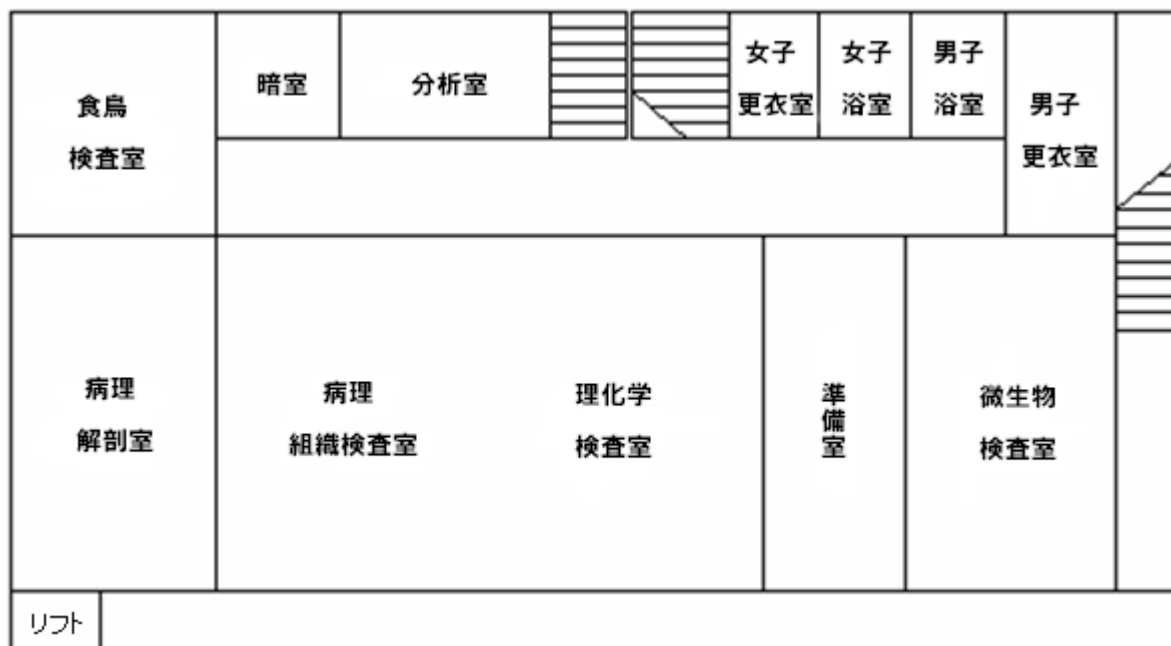
1階 TSE検査室及び食肉センター関係施設



2階 事務所 所長室 会議室等



3階 検査室等



1階

室名等	面積(m ²)
TSE 検査室	38.45
その他	222.89

2階

室名等	面積(m ²)
事務室	57.60
所長室	21.95
会議室	106.10
書庫	10.00
書庫	3.51
便所	19.11
倉庫	4.68
廊下・階段等	30.35
その他	3.54

3階

室名等	面積(m ²)
微生物検査室	39.00
理化学検査室	36.60
病理組織検査室	37.50
病理解剖室	22.20
準備室	18.00
食鳥検査室	19.30
暗室	6.75
分析室	10.50
女子浴室・更衣室	10.38
男子浴室	8.12
男子更衣室	14.60
廊下・階段等	36.35
その他	3.54

(2) 市場食品検査課

ア 位置

奈良県中央卸売市場管理棟 3 階

イ 規模構造

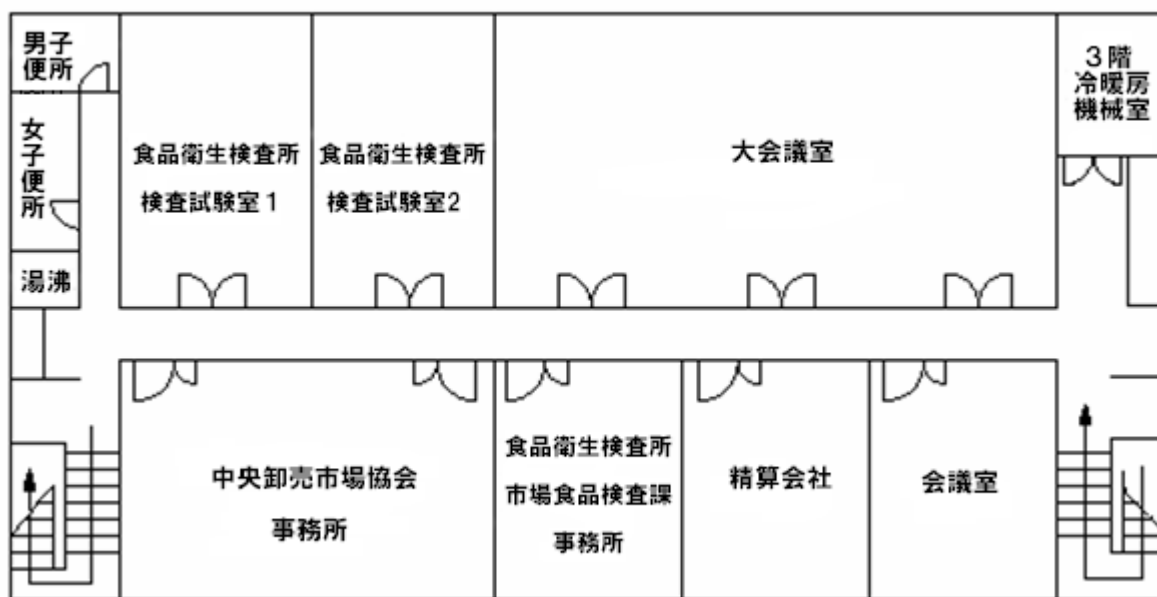
鉄骨造り 3 階建

建物面積 684.5 m² 延べ床面積 2,470 m²

ウ 建物概要

- 1 階 南都銀行 レストラン 見学者コーナー
- 2 階 開設者事務所及び会議室
- 3 階 会議室 精算会社 市場協会事務所
市場食品検査課(使用面積 228 m²)

エ 3 階平面図



4 主要検査備品等

(1) 食肉検査課

ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
臨床屈折計	04-670-0	(株)エルマ	1
PHメーター	カスターニーLAB phメーターF-12	日立堀場	1
フリーザー付薬品用冷蔵庫	KGT-4010HC	日本フリーザー	1
ヘマトクリット用遠心器	H-1200B	国産	1
全自動血球計数装置	Celltac α MEK-6450	日本光電	1
スポットケム	SPOTCHEM TM EZ SP-4430	アークレイ	1
オートマチック電子恒温水槽	T-105	トーマス	1
超高速ホモジナイザー	BM-1 型	日本精機	1
ホットプレート&スターラー	PC-320	井内	1
ロータリーエバポレーター	N-1000S	東京理化器機	1
デシケーター	NBG-3	ナビス	1
電気泳動装置	SF-51156 他一式	アトー	一式
薄層クロマトグラフ	HC-20	アドバンテック東洋	1
電子分析天秤	AEG-220	島津	1
卓上遠心器	H-103N	国産	1
ドラフトチャンバー	DE-211K	ダルトン	1
万能シェイカー	V-SX	イワキ産業	1
低温循環水槽	クールマンパル C-302	シバタ	1
オイルバス	OS-180	ADVANTEC	1
高速液体クロマトグラフ	SHIMADZU Prominence	島津	一式
ワークステーション	LC solution	島津	1
フォトダイオードアレイ検出器	SPD-M20A	島津	1
分光光度計	UV-1800	島津	一式

イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	MOV-202S 型	サンヨー	1
高圧滅菌器	HA-300MD	HIRAYAMA	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-260 型	サンヨー	2
恒温水槽	T-22 型	トーマス	1
純水製造装置	ピューリック・モデル S	オルガノ社	1
電子上皿天秤	EB-340H	島津	1
ピペット用超音波洗浄器	UT-55	シャープ	1
マグネチックスターラー	HS-3E	iuchi	1

薬用冷蔵ショーケース	MPR-312DCN	三洋電機	1
超低温庫	MDF-193AT	三洋電機	1
試験管ミキサー	NS-8	井内	1
〃	HM-10H	iuchi	1
顕微鏡	BX50	オリンパス	1
冷凍冷蔵庫	MR-C43CM-W	三菱	1
自動露出写真撮影装置	PM-10AK	オリンパス	1
カップドロッパー	ACD-400R	永井商会	1
超音波洗浄装置	UT-304F	シャープ	1
培地溶融器	MRO-FF6	日立	1
空気還流式紫外線殺菌システム	AP60-FU エアロスクリーン	ナビス	1
クリーンベンチ	BGB-850-S	ダルトン	1
CO ₂ インキュベーター	MCO-17AI	サンヨー	1
インキュベーター(冷凍機付)	MIR-153	サンヨー	1
恒温振とう水槽	NTS-3000	EYELA	1
DNA 増幅装置	GeneAmp PCR System 9700	パーキンエルマー	1
電気泳動ゲル撮影装置 一式	AE-6905H 他	アトー	1
マイクロ冷却遠心器	MODEL3740	クボタ	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2C	TAITEC	1
リアルタイム PCR 装置	Thermal Cycler Dice Real Time System II	タカラバイオ	1

ウ 病理検査用

品名	規格	メーカー	数量
クリオスタット	クライオ 3DM	サクラ精機	1
カラーテレビシステム	FCD-725-1	オリンパス	1
カメラ	OM-4Ti	オリンパス	1
ポラロイドカメラ	MB	日本ポラロイド社	1
マイクローム	TU-213-F160	大和光機	2
自動包埋装置	RH-12PM-1	サクラ精機	1
ティッシュ・テック包埋システム	TEC5	サクラ精機	1
水浴伸展器(ウォーター・バス)	PS-M	サクラ精機	2
電気パラフィン溶融器	PM-401-1	サクラ精機	1
パラフィン伸展器	PS-C2	サクラ精機	2
顕微鏡	BHB-331	オリンパス	1
〃	BH2-323	オリンパス	1
実体顕微鏡一式	SZ-6045	オリンパス	1
全自動写真撮影装置	PM-10ADS-3	オリンパス	1
落射蛍光顕微鏡	BH2-RFCA	オリンパス	1

無影灯	SH56C(CF)	山田医療照明	1
臓器撮影装置		ハイデックス	1
冷蔵庫	SJ-KW422	シャープ	1

エ TSE 検査用

品名	規格	メーカー	数量
卓上細胞破碎機	マルチビーズショッカー	安井器械	1
バイオハザード対策用キャビネット	MHE-130AB3	サンヨー	1
インキュベーター	MIR-153	サンヨー	2
バイオメディカルフリーザー	MDF-U333	サンヨー	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-311D	サンヨー	1
微量高速冷却遠心機	MX-300	トミー	1
オートクレーブ	KS-323	トミー	1
マイクロプレートリーダー	サンライズリモート	TECAN	1
マイクロプレートウォッシャー	PW40	バイオラッド	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2B	タイテック	1
〃	DTU-2C	タイテック	1
電子天秤	BW320D	島津	1
Vortex ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
超音波洗浄機	US-3	アズワン	1

オ 食鳥微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
〃	CH-2	オリンパス	1
カメラ一式	OM-4TiB	オリンパス	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-262	三洋	2
〃	MIR-252	三洋	1
冷蔵庫	SJ-23TM	シャープ	1
〃	SJ-42TC	シャープ	1
電子上皿天秤	EB-330 S-A	島津	1
恒温水槽	EA-1	ASONE	1
ホモジナイザー	MX-5	日本精機	1
高压滅菌器	HA-MIII	HIRAYAMA	1
乾熱滅菌器	MOV-2125	サンヨー	1
ストマッカー	1400-T	オルガノ	1
試験管ミキサー	NS-8	ナビス	1
マグネチックスターラー	ST-10	科学共栄社	1
コロニーカウンター	DC-3	井内	1

ガスパック嫌気培養器	60626	BBL	3
架台(ふ卵器)	MKD-300T	サンヨー	1
ポラロイドカメラ	スペクトラプロ	日本ポラロイド社	1
バイオフィリーザー	GS-3065F3	日本フリーザー	1
遠心分離機	Centrifuge5417C	eppendorf	1
電話機	VE-R10J	ナショナル	1

カ 共用

品名	規格	メーカー	数量
プロジェクター	ビューライト NP600	NEC	1
洗濯機	AW-42C1	三菱	1
〃	ASW-42S3(H)	サンヨー	1
衣類乾燥機	DE-N45FX	日立	1
〃	CD-T3(H)	サンヨー	1
ワープロ	PWP-7SR	NEC	1
テレビ	液晶テレビ 26A 9000	東芝	1
ビデオデッキ	VHS ハイファイビデオデッキ SLV-F10	ソニー	1
自動車	スバルサンバー(V-KV3)	スバル	1
〃	プリウス 1500cc	トヨタ	1
バキュームクリーナー	JA-400		1

(2) 市場食品検査課

ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
遠心分離器	KN-30F	久保田	1
〃	H-103n	コクサン	1
塩分濃度計	SH-7	堀場	1
食品温度計	HP-5FS	アンリツ	1
〃	SK-250WP	SATO	1
ガスクロマトグラフ	GC-2014	島津	1
紫外線検出器	SJ-1032A 型	ミツミ	1
純水製造装置	WG202 型	ヤマト	1
振とう器	SA-31	ヤマト	1
超音波洗浄装置	UC-6200	シャープ	1
器具乾燥機	DRU600TB	ADVANTEC	1
電磁攪拌器	MH-61	ヤマト	1
電子上皿天秤	ED-500-10 型	島津	1
〃	EY-3200A	メトラー	1
自動化学天秤	AX-120	島津	1
ドラフトチャンバー	DE-5 型		1
ピペット洗浄器	VT-55	シャープ	1
分光光度計	UV-160A	島津	1
PHメータ	HM-5B, HM-14P	東亜	2
サーモミキサー	TM-101	サーモニクス	2
オートミキサー	M-21	ヤマト	2
ホモジナイザー		日本精機	2
ロータリーエバポレータ	SPC5031-12	柴田	1
放射温度計	530-01	YOKOGAWA	1
薬品保管庫	SU-5N	井内	1
高速液体クロマトグラフ	LaChrom Elite	日立	一式
ポンプ	L-2130	日立	1
UV 検出器	L-2400	日立	1
カラムオープン	L-2300	日立	1
クロマトインテグレータ	D-2500	日立	1

イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
インキュベータ	MIR-154-PJ	Panasonic	1
	IC-42	ヤマト	1
	CI-410	ADVANTEC	1

乾熱滅菌器	LC-222	タバイ	1
生物顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
実体顕微鏡	SZX-16	オリンパス	1
高圧滅菌器	HA300MⅡ	平山	1
	ES-215	TOMY	1
電動分注器	AUTOMACROⅡ	柴田	1
ふ卵器	IS-600	ヤマト	2
タッチミキサー	MT-51	ヤマト	2
ストマッカー	ストマッカー400	オルガノ	1
顕微鏡撮影装置	キャノン EOS X3	Canon	1
恒温水槽	M-5	サーモニクス	1
	TR-2A	アズワン	1
	SBAC-11	島津	1
	TS-300	ADVANTEC	1
冷蔵庫	GR-2608TCG	東芝冷凍	1
	Whirlpool	ソニー	1
	MEDICOOL	サンヨー	1
コロニーカウンター	CL-560	柴田	1
恒温器	LC-222	タバイ	1
バイオフィリーザ	GS-5203AF3	日本フリーザ	1
純水製造装置	WS-33	ヤマト	1

ウ その他

品名	規格	メーカー	数量
カメラ	Powershot S3IS	Canon	1
自動車	カローラバン	トヨタ	1
ファクシミリ	Satera MF8350cdn	Canon	1
洗濯機	ASW-42S3	サンヨー	1
衣類乾燥機	CD-T3	サンヨー	1

Ⅱ 検査業務の概要

1 食肉検査課

(1) 食肉検査

ア と畜検査頭数

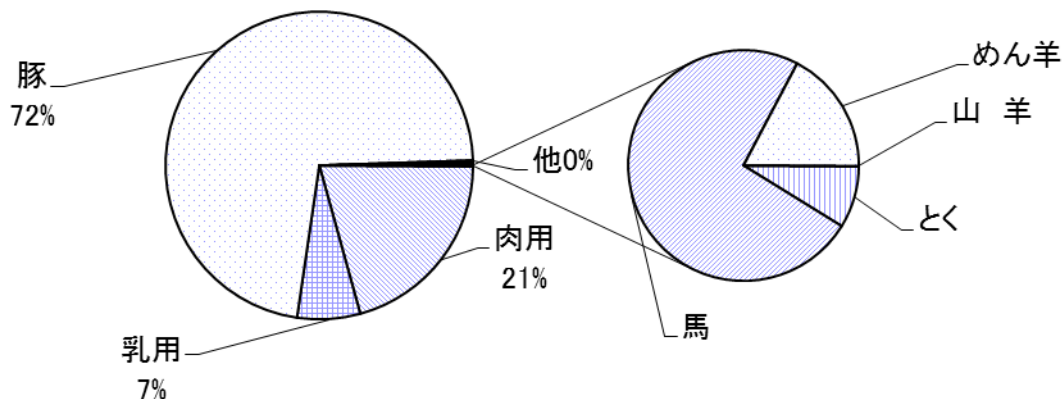
本年度の総と畜検査頭数は、10,854 頭(前年度比 272 頭減)であった。種類別頭数内訳は、肉用牛2,246頭(前年度比284頭増)、乳用牛721頭(前年度比164頭増)、馬17頭(前年度と同じ)、とく2頭(前年度と同じ)、豚7,864頭(前年度比716頭減)、めん羊4頭(前年度比4頭減)、山羊0頭(前年度と同じ)であった。

総と畜検査頭数に占める牛の比率は27.3%(前年度22.6%)、豚の比率は72.5%(前年度77.1%)であった。

種類 月	肉用	乳用	小計	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合計	検査 日数
4	215 (1)	84 (11)	299 (12)	0	1	928	0	0	1,228 (12)	21 (1)
5	167 (4)	72 (11)	239 (15)	0	1	631	0	0	871 (15)	20 (1)
6	168 (2)	41 (5)	209 (7)	0	2	883	0	0	1,094 (7)	20 (0)
7	249 (1)	60 (13)	309 (14)	0	2	672	0	0	983 (14)	22 (1)
8	156 (2)	69 (15)	225 (17)	0	2	580	0	0	807 (17)	18 (0)
9	146 (2)	44 (9)	190 (11)	0	1	625	0	0	817 (11)	19 (2)
10	181 (2)	57 (11)	238 (13)	0	1	608	4	0	851 (13)	22 (1)
11	202 (5)	44 (6)	246 (11)	0	1	545	0	0	792 (11)	18 (1)
12	260 (0)	15 (12)	275 (12)	0	1	556	0	0	872 (12)	17 (1)
1	157 (4)	61 (16)	218 (20)	2	2	555	0	0	777 (20)	19 (1)
2	159 (1)	67 (11)	226 (12)	0	0	595	0	0	821 (12)	18 (0)
3	186 (3)	67 (18)	253 (21)	0	2	686	0	0	941 (21)	20 (0)
計	2,246 (27)	721 (138)	2,967 (165)	2 (0)	17	7,864	4	0	10,854 (165)	234 (9)

注 検査頭数の()内は、病畜棟での検査頭数を再掲
検査日数の()内は、休日の検査日数を再掲

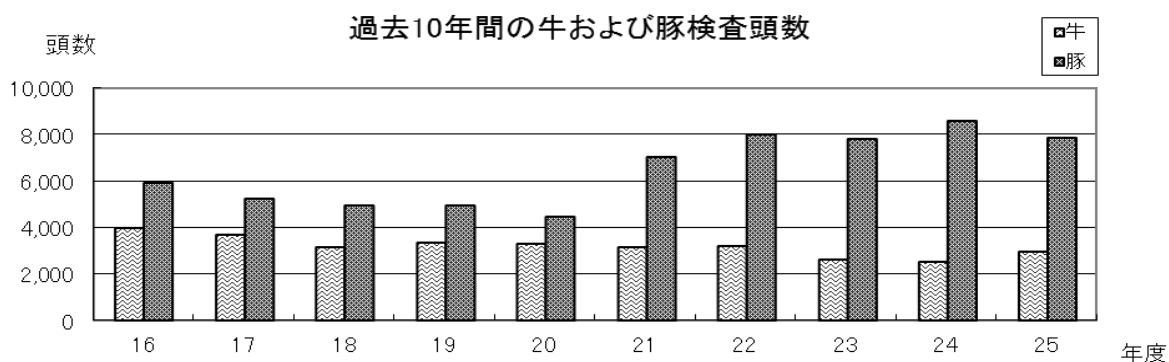
H25年度 畜種別検査頭数



イ 過去10年間のと畜検査頭数

総と畜検査頭数は平成7年度以降減少傾向にあり、平成21年度から豚の頭数が増加傾向であったが平成25年度は前年度より微減であった。牛の頭数は牛海綿状脳症(BSE)が我が国で発生した平成13年度以降変動はあるものの、全国的傾向と同様に減少傾向にある。

種類 年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	小計						
16	2,855	1,132	3,987	4	1	5,914	5	0	9,911
17	2,633	1,083	3,716	2	0	5,249	15	0	8,982
18	2,310	871	3,181	3	3	4,941	8	1	8,137
19	2,604	777	3,381	2	1	4,954	1	0	8,339
20	2,412	892	3,304	3	4	4,491	12	0	7,814
21	2,547	631	3,178	2	3	7,065	0	0	10,248
22	2,385	834	3,219	1	3	8,015	9	0	11,247
23	2,134	519	2,653	1	3	7,795	4	0	10,456
24	1,962	557	2,519	2	17	8,580	8	0	11,126
25	2,246	721	2,967	2	17	7,864	4	0	10,854



エ 原因別全部廃棄状況

全部廃棄とした頭数は 39 頭(前年度比 9 頭増)であった。種類別では、牛 30 頭(前年度比 12 頭増)、豚 9 頭(前年度比 3 頭減)、とく 0 頭(前年度 0 頭、増減なし)であった。

疾病別内訳は、膿毒症 7 頭、敗血症 6 頭、尿毒症 5 頭、高度の水腫 5 頭、白血病を含む腫瘍 13 頭、豚丹毒 4 頭、その他 6 頭であった。

疾病名	種類	牛			とく	豚	合計
		肉用	乳用	小計			
膿毒症		0	6	6	0	1	7
敗血症		0	6	6	0	0	6
尿毒症		3	2	5	0	0	5
高度の水腫		1	4	5	0	0	5
全身性の腫瘍		1	2	3	0	0	3
白血病		3	7	10	0	0	10
全身性の変性		0	1	1	0	5	6
全身性の炎症		0	0	0	0	0	0
豚丹毒		-	-	-	-	4	4
計		7	28	36	0	10	46
実頭数		7	23	30	0	9	39

オ 系統別疾病状況

牛では延べ 6,467 件で、その内訳は消化器系 34.2%、呼吸器系 24.3%、循環器系 3.0%、泌尿生殖器系 21.0%、運動器系 15.8%、細菌病 0%、寄生虫病 0.1%、奇形 1.4%であった。廃棄の原因は、肺炎 9.2%、筋肉・皮下出血 8.2%、腸間膜脂肪壊死 6.4%、血液吸入肺 5.7%、腎炎 5.4%の順に多かった。

豚では延べ 12,831 件で、その内訳は消化器系 14.9%、呼吸器系 69.5%、循環器系 4.8%、泌尿生殖器系 7.4%、運動器系 1.3%、細菌病 0.1%、寄生虫病 0%、奇形 2.1%、であった。廃棄の原因は、肺炎 41.3%、血液吸入肺 20.4%、間質性肝炎 11.3%、胸膜炎 6.1%、腎炎 5.9%の順に多かった。

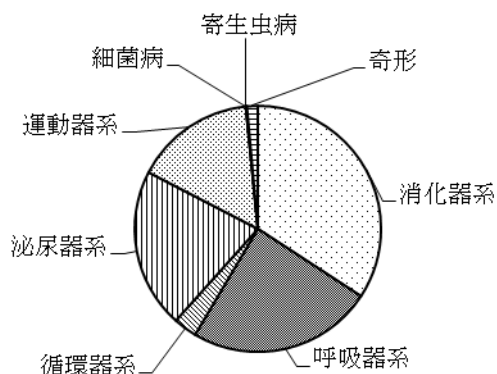
区分		牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
検査頭数		2,967	2	17	7,864	4	0	10,854
消化器系	胃炎	62			4			66
	胃腸膿瘍	13			4			17
	小腸炎	24			36			60
	大腸炎	14			27			41

	腸気泡症				1			1
	腸間膜脂肪壊死	413						413
	腸間膜水腫	9						9
	腹膜炎				23			23
	実質性肝炎	21		1	48			70
	間質性肝炎	26			1,449			1,475
	肝包膜炎	307		1	275			583
	肝膿瘍	144			4			148
	肝富脈斑	135						135
	肝脂肪変性	32						32
	肝硬変	18			14			32
	胆管炎	46						46
	鋸屑肝	131						131
	肝うっ血	5			1			6
	肝出血	301			9			310
	退色肝	118			3			121
	肝リポフスチン沈着症	5						5
	増殖性好酸球形小葉間静脈炎	26						26
	脾炎	2						2
	脾脂肪壊死	38						38
	脾水腫				1			1
	脾石							0
	炎症その他	90			3			93
	変性その他	225			6			231
	腫瘍	6						6
	小計	2,211	0	2	1,908	0	0	4,121
呼吸器系	肺炎	595	1	3	5,299			5,898
	胸膜炎	210			787			997
	肺膿瘍	30			202			232
	肺気腫	241						241
	肺水腫	3						3
	気管支炎	46						46
	気管支拡張症							0
	血液吸入肺	368	2	2	2,622			2,994
	異物吸入肺	14						14
	萎縮性鼻炎							0
	横隔膜膿瘍	46						46
	炎症その他	7			2			9
	変性その他	6		1				7

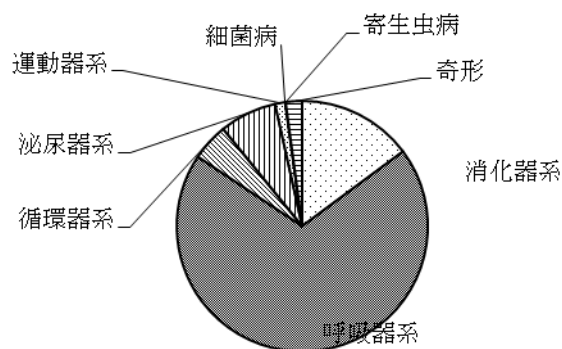
	腫瘍	5						5
	小計	1,571	3	6	8,912	0	0	10,492
循環器系	疣贅性心内膜炎(疣心)	5						5
	心外膜炎	42			398			440
	心内膜炎(疣心を除く)	1		1				2
	心リポフスチン沈着症	7						7
	心筋出血	6						6
	心冠部水腫	8						8
	脾うっ血	1			2			3
	とさつ脾	1			10			11
	脾膿瘍				3			3
	脾包膜炎	7			36			43
	リンパ節炎	99			159			258
	炎症その他	1			6			7
	変性その他	8		2	1			11
	腫瘍	14						14
	小計	200	0	3	615	0	0	818
泌尿器系	腎炎	350		4	751			1,105
	腎梗塞	20			127			147
	腎膿瘍	13			3			16
	腎結石	10						10
	腎盂腎炎	4						4
	萎縮腎				5			5
	腎点状出血	72	1		24			97
	腎周囲脂肪壊死	55						55
	腎リポフスチン沈着症	10						10
	膀胱炎	160						160
	膀胱結石	132						132
	子宮内膜炎	126			2			128
	子宮蓄膿症	54			1			55
	卵巣嚢腫	3		3	2			8
	妊娠子宮	32			14	1		47
	産後子宮	53						53
	膣脱							0
	乳房炎	213						213
	炎症その他	29			12			41
	変性その他	13			4			17
腫瘍	8			2			10	
小計	1,357	1	7	947	1	0	2,313	

運動器系	筋肉・皮下出血	535		1	79	2		617
	筋肉・皮下水腫	193			4			197
	筋肉・皮下変性	153			12			165
	筋肉・皮下膿瘍	50			59	1		110
	骨折	9			3			12
	関節炎	9			4			13
	脱臼	5						5
	炎症その他	50		1	2			53
	変性その他	11			6			17
	腫瘍	8						8
	小計	1,023	0	2	169	3	0	1,197
細菌病	豚抗酸菌症(リンパ節限局型)				6			6
	結核							0
	放線菌病							0
	その他							0
	小計	0	0	0	6	0	0	6
寄生虫病	肝蛭症	9						9
	膀胱蛭症							0
	住肉胞子虫							0
	豚肺虫							0
	その他			8				8
小計	9	0	8	0	0	0	17	
奇形	囊胞肝	4						4
	囊胞腎	87			272			359
	その他	1			2			3
	小計	92	0	0	274	0	0	366
その他	炎症その他							0
	変性その他							0
	腫瘍							0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,463	4	28	12,831	4	0	19,330

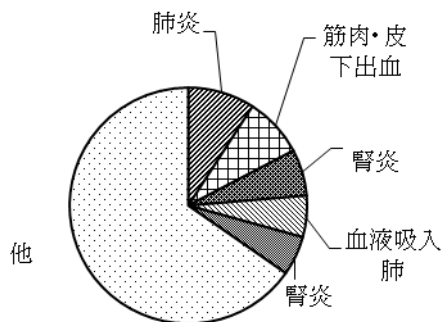
牛の系統別疾病状況



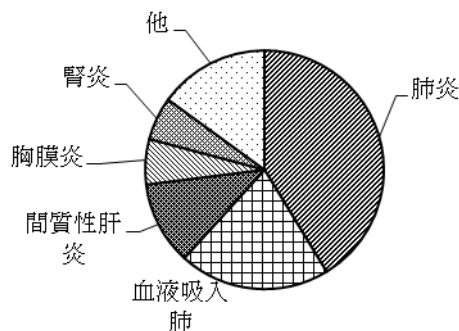
豚の系統別疾病状況



牛の疾病状況



豚の疾病状況



カ 精密検査

安全な食肉を供給するため、現場検査の解剖所見で判定困難な疾病について精密検査(理化学、微生物及び病理等の検査)を実施した。

実施頭数は延べ50頭で、その内訳は牛44頭、豚6頭で、理化学検査38件、微生物検査42件、病理検査46件であった。

(7) 理化学検査

A 血液等の理化学検査

尿毒症および高度の黄疸の疑いのある獣畜について、血液の尿素窒素および総ビリルビン量を測定し、全国食肉衛生検査所協議会理化学部会の基準に照らして判断の材料とした。

牛16頭について尿毒症を疑い、うち5頭を尿毒症として全部廃棄とし、牛12頭について黄疸を疑い検査を行った。また、白血病の疑いのある牛10頭について白血球数を測定した。

B 残留有害物質モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」により、と畜場において豚肉を収去し、下記のとおり検査を実施した。

抗生物質等名	食品名	検体数			違反数		
		筋肉	腎臓	肝臓	筋肉	腎臓	肝臓
オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	豚肉	16	16	16	0	0	0
	牛肉	8	8	8	0	0	0

C 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量調査

平成 25 年 7 月 19 日付け食安監発 0719 第 2 号「平成 25 年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について」及び同別添「牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量調査実施要領」により、下記のとおり検査を実施した。

	検査月日	頸椎周囲	外側腹部
1	8 月 19 日	0	0
2		0	0
3		0	0
4	8 月 26 日	0	0
5		0	0
6		0	0
7	9 月 2 日	0	0
8		0	0
9		0	0
10	9 月 9 日	0	0
11		0	0
12		0	0
13	9 月 23 日	0	0
14		0	0
15		0	0
16	9 月 30 日	0	0
17		0	0
18		0	0
19	10 月 7 日	0	0
20		0	0
21		0	0
22	10 月 14 日	0	0
23		0	0
24		0	0

※ 結果は、ふき取り検体中に含まれる GFAP 量を残留度に換算した数値
100cm² 当たりの GFAP 量が 3ng 未満(残留度 0) 3ng 以上 6ng 未満(1) 6ng 以上 9ng 未満(2)
9ng 以上 12ng 未満(3) 12ng 以上(4)

(イ) 微生物検査

A と畜場法および獣畜の疾病に関する検査

(a) 細菌学的検査

現場と畜検査時に敗血症、豚丹毒等を疑う病理所見で保留となった獣畜について細菌学的精密検査（培養法による同定、血清抗体価検査およびPCR法による同定）を実施した。

また、参考検査として、牛の膿毒症および豚丹毒の細菌学的検査（培養法による同定およびPCR検査）を実施した。

◆細菌学的精密検査および参考検査

種別	精密検査理由	検査頭数	全部廃棄措置数 または陽性検体数
牛	敗血症	6	5
豚	敗血症	0	0
豚	豚丹毒	20	5
牛	膿毒症（参考検査）	1	

◆敗血症分離菌等の詳細

解体日	種別	分離菌種	菌分離臓器
H25. 5. 28	牛	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、肺、肝臓、腎臓、浅頸リンパ節
H25. 6. 24	牛	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、頸部筋肉、腎臓、膝窩リンパ節
H25. 8. 28	牛	<i>Streptococcus spp</i>	疣贅性心内膜炎部、腎臓
H25. 10. 7	牛	<i>Haemophilus influenza</i>	疣贅性心内膜炎部、腎臓
H26. 1. 7	牛	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、肝臓、膝窩リンパ節

◆豚丹毒（関節炎型）の年度別検出推移は以下の通り

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
豚丹毒（関節炎型）陽性数	5	0	3	1	2	1	5
と畜頭数に占める割合	0.10%	0.00%	0.04%	0.01%	0.03%	0.01%	0.06%

(b) ウイルス学的検査（PCR法および血清抗体価検査）

現場と畜検査時に地方病性牛白血病を疑う病理的所見で保留となった牛について、心残血等によるPCR法および血清抗体価測定を実施した。

種別	精密検査理由	検査頭数	陽性※
牛	牛白血病	15	13

※全部廃棄については、総合所見にて措置

(c) 保菌調査

① トキソプラズマ抗体価調査

と畜場に搬入された豚について8養豚場（各5頭）計40頭について採血を行い、トキソプラズマの抗体価を測定した。その結果、2検体に陽性反応が認められた。

② 豚丹毒抗体価調査

と畜場に搬入された豚について8養豚場（各5頭）計40頭について採血を行い、豚丹毒の抗体価を測定した。その結果、陽性反応は認められなかった。

B 食品衛生法および衛生管理に関する検査

(a) 衛生管理に関する検査

牛、豚枝肉の拭き取り検査を行い、枝肉の微生物汚染の実態を調査し、衛生教育の資料として活用した。また、搬入家畜の糞便検査を実施し、各保菌率についても調査した。

種別	検体	一般生菌数	大腸菌群数	O157	O26	O111
牛	枝肉 拭き取り	48	48			
	糞便			29(4)	29(3)	29(3)
豚	枝肉 拭き取り	80	80			
	糞便					
合計		128	128	29(4)	29(3)	29(3)

※()内は陽性検体数

(b) 残留抗生物質に関する検査（簡易法）

厚労省通知に基づき、牛2頭について収去検査（モニタリング検査）を実施した。牛2頭（計4検体）すべて陰性であった。

(c) 病理検査

全身性疾病を疑う個体について、病理解剖学および組織学的に精密検査を実施した。その結果、他の検査成績とも併せて全部廃棄措置となったのは、牛30頭、豚9頭の計39頭であつ

た(以下の表)。その他、限局的に認められた病変についても、牛 44 頭、豚 17 頭を病理組織学的に検索し、検査結果に反映させた。

畜種	疾病名	月											合計 (頭)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
牛	敗血症		1*	1*	1	1		1			1			6
	尿毒症	1*						1*			1	2		5
	膿毒症	1	1*	1*			1	1*		1				6
	白血病	2*	3		2			1				2		10
	水腫	1*	1					2					1	5
	変性												1	1
	全身性腫瘍			1		1							1	3
豚	膿毒症					1*								1
	豚丹毒	1				2			1					4
	変性	1		1		1*	1			1				5

*重複有り

(I) 伝達性海綿状脳症 (TSE) スクリーニング検査

A 牛のスクリーニング検査

平成 13 年 10 月 18 日からスクリーニング検査を実施し、平成 16 年に 1 頭 BSE 検査陽性牛を摘発した。平成 25 年度のスクリーニング検査結果は、下表のとおりすべて陰性であった。

B めん羊・山羊のスクリーニング検査

平成 17 年 10 月 1 日から 12 ヶ月齢以上のめん羊および山羊のスクリーニング検査を実施している。平成 25 年度スクリーニング検査実績は、めん羊 4 頭であり、すべて陰性であった。

〈平成 25 年度 TSE スクリーニング検査結果〉

牛(とくを含む)		めん羊		山羊	
検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
1,218	0	4	0	0	0

(2) 食鳥検査

管内には、大規模食鳥処理場が1施設(天理市)あり、平成25年度の年間処理羽数は、23,926羽(成鶏とブロイラー〔特殊鶏〕)、稼働日数は40日であった(5月22日業務停止、廃業)。

当施設は、外剥法によるテーブル解体方式で、早朝より近畿圏内等の養鶏場から鶏を集め、その日に処理作業を開始。処理後のと体はチラー冷却後、そのまま一昼夜冷蔵保存し、翌日から食鳥と体のテーブル解体処理を実施。食鳥検査は、検査所及び日々雇用検査員(県獣医師会所属)によって実施され、精密検査及び衛生検査等は検査所で実施した。

なお、当施設は平成25年5月22日をもって業務停止となり、同年10月に廃業となった。

ア 月別・入荷先府県別検査羽数

(別表1)

(ア) ブロイラー(特殊鶏)

検査羽数は、4月730羽、5月460羽で、計1,190羽であった。

(イ) 成鶏

検査羽数は4月15,243羽、5月7,493羽で、計22,736羽であった。

入荷先は、三重県、奈良県、滋賀県の順で、県内からの入荷は14.7%であった。

表1 月別 ・ 入荷先府県別検査羽数

月	ブロイラー	成鶏計	奈良県	滋賀県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	その他
4	730	15,243	0	2,250	10,998	0	0	1,995	0	0
5	460	7,493	3,350	0	3,993	150	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,190	22,736	3,350	2,250	14,991	150	0	1,995	0	0
		100.00%	14.73%	9.90%	65.94%	0.66%	0.00%	8.77%	0.00%	0.00%

* ブロイラー(特殊鶏)はすべて奈良県産

イ 過去10年間の食鳥検査羽数

(別表2)

検査羽数は、近年は年々減少ぎみに推移していた。今年度は、稼働日数が少なく、大幅に減少した。

表2 過去10年間の食鳥検査羽数の推移

年度	種類	ブロイラー	成 鶏	計
16		16,341	558,609	574,950
17		13,777	530,994	544,771
18		12,455	597,061	609,516
19		10,435	585,455	595,890
20		8,596	583,757	592,353
21		8,686	521,893	530,579
22		9,213	436,567	445,780
23		10,519	386,359	396,878
24		9,483	326,683	336,166
25		1,190	22,736	23,926

ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況

(別表3)

(ア) ブロイラー

平成25年度は、処分されたものは無かった。なお、ブロイラーは、生体検査および脱羽後検査のみで、当該施設では内臓摘出後検査は実施していない。

(イ) 成鶏

総処分羽数は194羽（全検査羽数の0.9%）で、処分状況は解体禁止が43羽（全検査羽数の0.2%）であり、異常鶏の22.2%を占めた。処分理由は、削瘦および発育不良が76.7%を占めた。

全部廃棄は126羽（全検査羽数の0.6%）で、異常鶏の64.9%を占め、処分理由は、卵墜、卵秘に伴う腹腔内の炎症が88.1%、腸管、卵管等腹腔内諸臓器の腫瘍が11.9%であった。

一部廃棄は25羽（全検査羽数の0.1%）で、主な理由はミューラー管嚢腫および変性であった。

表3 食鳥検査の結果に基づく処分状況

検 査 羽 数		ブロイラー (大和肉鶏)			成 鶏		
		1,190			22,736		
23,926		解体 禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	解体 禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処 分 実 羽 数		0	0	0	43	126	25
ウイルス病	鶏 痘						
	伝染性気管支炎						
	伝染性喉頭気管炎						
	ニューカッスル病						
	鶏白血病						
	封入体肝炎						
	マレック病						
	そ の 他						
細菌病	大腸菌症						
	伝染性コリーザ						
	サルモネラ症						
	ブドウ球菌症						
	そ の 他						
そ の 他	毒血症						
	膿毒症						
	敗血症						
	真菌症						
	原虫症 (トキソプラズマを除く)						
	トキソプラズマ症						
	寄生虫病						
	変 性						10
	尿酸塩沈着症						
	水 腫						
	腹水症						
	出 血						
	炎 症					111	
	萎 縮						
	腫 瘍					15	
	臓器の異常な形等						
異常体温							
黄 疸							
外 傷							

	中毒諸症						
	削瘦及び発育不良				33		
	放血不良				10		
	湯漬過度						
	その他						25
	計	0	0	0	43	126	35

エ 精密検査

(ア) 微生物検査

病原菌の保菌状況調査

病原菌の保菌状況調査として、ブロイラー(特殊鶏)と成鶏の総排泄口からのふき取りによりサルモネラの汚染調査を実施した。結果は、8 検体すべてから検出されなかった。

(イ) 病理検査

肉眼的に異常が認められた検体については、適宜、病理組織学的検査を実施し、診断技術向上の一助とし、結果を措置理由に反映させた。

(ウ) その他

管内の保健所からの依頼により、保健所管轄の認定小規模食鳥処理場(1ヶ所)について、微生物学的検査による衛生状態の調査を実施し、その結果によって当該施設の衛生指導に協力した。

(3) その他の事業

ア 学術研究調査用の検体採取への協力

被検体採取依頼者	目的	検体	採取検体数
奈良県畜産技術センター	研究	牛卵巣	358頭

イ と畜関係者に対する衛生指導

(ア) 目的

衛生的で良質な食肉や副生物を生産し流通させることは非常に大切なことで、食肉センターの衛生対策の一環として次の事業を実施した。

(イ) 事業の内容

①奈良県食肉センターにおける食肉の衛生確保について

本センターに関係する機関及び団体に衛生上の重点留意事項をまとめて掲示あるいは配布。

②体表汚染牛の搬入防止に関する取り組み

と畜場施設もしくは製品（枝肉等）の重大な細菌感染源となる生体体表の糞便付着状況について、調査、集計を行った。また、その結果を、生産者、関係部局及び団体に還元して、清潔な牛を搬入するように要請した。

③朝礼時の注意喚起

朝礼時、と畜作業上の衛生管理について不定期に注意喚起を実施。

ウ 食鳥事業者に対する衛生指導および食鳥検査員会議の実施

(ア) 目的

より衛生的な食鳥肉を流通させるため、食鳥処理場の衛生の確保と従事者の衛生意識向上を目的として実施。

(イ) 事業の内容

①従事者の衛生指導及び衛生講習会の実施

毎月の拭き取り検査等微生物検査結果を参考に衛生講習会の開催や、日常の衛生的な処理作業について指導した。

②食鳥検査員（日々雇用職員）会議の開催

日々雇用検査員と会議を実施。検査日の調整や検査員への疾病等の情報を提供し検査技術の向上に努めた。

2. 市場食品検査課

(1) 監視指導

平成 25 年度の営業施設の監視指導件数は 1,414 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 48 日(延人員 56 名)実施した。

業 種		施 設 数	実施延監視回数
許 可 業 種	飲 食 店 営 業	8	68
	喫 茶 店 営 業	5	14
	乳 類 販 売 業	8	17
	食 肉 処 理 業	0	0
	食 肉 販 売 業	2	59
	食 肉 製 品 製 造 業	0	0
	魚 介 類 販 売 業	48	511
	魚 介 類 せ り 売 り 営 業	2	141
	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	0	0
	食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	6
	氷 雪 販 売 業	1	0
	そ う ざ い 製 造 業	13	142
小 計		88	958
届 出 業 種	食 品 製 造 業	2	22
	野 菜 果 物 販 売 業	28	272
	そ う ざ い 販 売 業	2	5
	菓 子 販 売 業	2	4
	食 品 販 売 業 (上 記 以 外)	21	153
	器 具 容 器 包 装 販 売 業	4	0
小 計		59	456
合 計		147	1414

(2) 食品等の試験検査

平成 25 年度は 490 検体、8,247 項目の試験検査を実施した。

ア 収去検査

食品の収去検査は 263 検体、7,339 項目の試験検査を実施した。

規格基準(残留農薬)不適合の食品は1検体であり、回収命令を行った。その他、県指導基準不適合の食品は4検体であり行政指導及び再検査を行った。なお、残留農薬、食品添加物の一部、放射性物質等の検査計 64 検体は県保健研究センターへ依頼した。

平成25年度収去検査数

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目													市場食品検査課															
			微生物学的検査			化学的検査			物理的検査			その他																			
			細菌数	大腸菌群	E・c・o・l・i	E・c・o・l・i最確数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	腸炎ビブリオ最確数	腸管出血性大腸菌O157	腸管出血性大腸菌O026	カンピロバクター	クロストリジウム属菌	恒温試験	無菌試験	小計	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	安息香酸	サッカリンナトリウム	二酸化イオウ	亜硝酸根	揮発性塩基窒素	トリメチルアミン	T・T・C	塩分濃度	その他			
鮮魚介類	49		49	49	49	49	49	6	49	2	2						12					6	6								
生食用鮮魚介類	16		16	16	16	16	16			16																					
生食用貝類	4		4	4	4	4	4			4																					
生食用かき	12		12	12	12	12	12			12							21														
魚介加工品	22		22	22	22	22	22	20	20																						
魚肉ねり製品	4		4	4	4	4	4			4							16	4	4	4	4										
食肉製品	2		2	2	2	2	2			2																					
食肉製品																															
冷凍食品																															
めん類	13		52	13	13	13	13			13																					
弁当	28		138	28	28	28	28	23	3																						
そうざい	24		126	24	24	24	24	19	2																						
漬物	4		34	18	4	4	4			4																					
調味料	1		8	5	1	1	1			1																					
野菜加工品	8		32	8	8	8	8			8																					
菓子	2		8	8	2	2	2			2																					
缶詰・瓶詰食品等																															
豆腐	9		36	9	9	9	9			9																					
卵液	7		35	7	7	7	7			7																					
合計	205		1055	978	193	193	12	205	78	56	32	2	2				77	12	12	12	8	6	6					12	9		

平成25年度収去検査数		保健研究センター																														
食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	E D T A	過酸化水素	プロピレングリコール	イマザリル	オルトフェニルフェノール	ジフェニル	チアベンタゾール	B H A	B H T	酸価	過酸化物価	P C B	水銀	T B T O	カドミウム	銅	亜鉛	鉛	ヒ素	スズ	E . C o i i	サルモネラ属菌	腸管出血性大腸菌 O 1 5 7	抗生物質	残留農薬 (1 1 6 項目)	ノロウイルス	ターバシル	二酸化硫黄	
鮮魚介類	8		8														8															
魚介加工品	2		4								2	2																				
菓																																
果	5		588				2	2	2	2																						
野菜	49		5,684																													
合計	64		6,284				2	2	2	2	2	2					8															

イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等のふき取り検査を、227 検体(検査項目:908)について実施した。なお、検査の結果、まな板 14 検体、製氷機および冷蔵庫等の取手2検体から黄色ブドウ球菌が検出され、一部施設について営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

食品分類	検体数	合計	検査項目				
			細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ
器具等の拭取り	227	908	0	227	227	227	227

(3) 違反食品、県指導基準不適合食品

収去検査等の結果、残留農薬の規格基準に適合しない食品が1検体あり、回収命令を行った。その他、県指導基準に適合しない食品が4件あり、当該食品事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理について指導した。この食品については再検査を行い、最終的に県指導基準適合となった。

規格基準不適合

収去月日	品名	不適事項
12月10日	さといも類	残留農薬

奈良県指導基準不適合

収去月日	品名	不適事項
7月8日	高野豆腐	細菌数超過
7月29日	刺身	E.coli、黄色ブドウ球菌
7月29日	握り寿司	細菌数超過、黄色ブドウ球菌
7月29日	刺身	E.coli、黄色ブドウ球菌

(4) その他不良食品

収去検査等の結果、衛生規範による不良食品が2件あり、当該食品事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理について指導した。これらの食品についても再検査を行い、最終的に良好な結果を得られた。

衛生規範不適食品

収去月日	品名	不適事項
6月24日	ゆでめん	大腸菌群陽性
7月29日	ゆでめん	細菌数超過、大腸菌群陽性

(5) 苦情・相談

平成25年度の苦情及び相談件数は10件であった。その内訳は、食品の変質及び異臭等の相談が3件、食品の表示に関する相談が5件、異物の付着及

び混入(寄生虫含む)等の相談が2件であった。

(6) その他

ア 貝毒情報による監視

春先から下痢性または麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、厚生労働省及び都道府県(主に、貝の生産地を有する県等)からの貝毒情報(麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたための出荷自主規制措置状況)の提供があり、当該情報に基づき監視を行った。平成 25 年度は、アサリ、ホタテ、カキ等について各方面より情報があつた。

イ 一斉取締等

平成 25 年度食品・添加物等の夏期一斉取締(7 月 1 日～8 月 31 日)及び年末一斉取締(12 月 1 日～30 日)を実施した。夏期一斉取締は、8 月に食品衛生月間行事として、ポスターの貼付・配布に加え、食品衛生について注意をうながす大型の横幕を設置し、啓発推進に努めた。

ウ 食品衛生協会中央市場の支援

食品関係従事者の検便及びレントゲン車での結核健康診断の実施に協力、食品衛生協会が配布する食品衛生関係のチラシ、資料の作製を支援した。

Ⅲ 調査研究

1 研究発表

年度別研究発表

年度	演題及び発表者名	発表者	学会名
11	食鳥処理場に搬入された成鶏のサルモネラ保菌状況	石田充亮	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
12	牛からの 0157 以外の腸管出血性大腸菌の検出状況	井上凡己	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	鶏由来 <i>Campylobacter jejuni</i> の血清型別及び薬剤感受性	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	ニトリルゴム製手袋中のアクリロニトリル残留調査	中谷英雄	全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会
13	鶏・牛・豚から分離される <i>Campylobacter</i> 属菌の分離状況	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	牛の悪性顆粒膜細胞腫の 1 例	堂上文生	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
15	食鳥の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 保菌調査と生産現場へのフィードバック	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	皮膚型牛白血病の 1 例	堂上文生	全国食肉衛生技術研修会衛生 発表会
16	組織学的検査を実施した食品の苦情事例	長石貞保	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
	肝臓非腫瘍部にアミロイド変性を認めた牛の肝細胞癌	堂上文生	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
17	豚枝肉の微生物汚染実態調査について	光岡恵子	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
18	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査について	金井洋子	近畿食品衛生監視員研修会
20	牛の舌に認められた潰瘍性病変について	佐藤健一	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
21	牛の疣贅性心内膜炎について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会 研修会
	牛枝肉表面の拭き取り検査結果解析について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
22	地方病型牛白血病の補助診断法の検討について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会 研修会

	豚丹毒の摘発状況と分離菌の性状について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
23	と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生 生発表会
	病牛における動物用医薬品使用状況と残留抗生物質 簡易検査法モニタリング	阿久津喜 規	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
	豚の白血病の一症例について	長石貞保	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
24	肺血栓症を認めた牛の敗血症事例について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生 生発表会
	豚の非定型抗酸菌症の集団発生と分離菌について	阿久津喜 規	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック技術研修会
25	と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴と妊娠黒 毛和種における牛白血病ウイルスの母子感染例	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生 生発表会
	奈良県食肉センターにおける牛白血病の病理学的 診断について	安藤裕理 子	奈良県衛生関係職員研修会

と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴と
妊娠黒毛和種における牛白血病ウイルスの母子感染症例

奈良県食品衛生検査所 ○内田美枝、阿久津喜規（現、奈良県吉野保健所）、松田正人

はじめに

牛白血病は、近年、全国的にその罹患頭数が激増し⁽¹⁾、当所においても牛全部廃棄措置理由の上位に位置する。同疾病は、腫瘍化するリンパ球の種類や発生原因等により成牛型および散発型に分類されるが、牛白血病ウイルス（bovine leukemia virus、以下 BLV）の感染を発生原因とする成牛型牛白血病の罹患割合が多いとされる。BLV の伝搬は、経乳、経胎盤、水平（吸血昆虫、注射および直腸検査等）と多様であり、同疾病の清浄化には、本来、抗体陽性牛の早期摘発・淘汰が望ましいところではあるが、農家の経済的損失等を伴うことから、必ずしも実施されていないのが現状である。

今般、奈良県食肉センターに搬入され、牛白血病として全部廃棄措置した牛について調査した結果、疫学的特徴および BLV の伝搬について若干の知見を得たので報告する。

材料および方法

(1) と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴

平成18年4月から平成25年3月に奈良県食肉センターに搬入され、牛白血病として全部廃棄措置した26頭について検討した。

(2) 妊娠黒毛和種における牛白血病ウイルスの母子感染症例

平成25年4月3日、奈良県食肉センターに一般畜搬入された妊娠黒毛和種で209月齢。末梢血塗抹にて核分裂像を伴う異型リンパ球を多数確認。解体後検査で頭部、胸腔、腹腔、骨盤腔の各所に腫瘍性白色腫瘍を認め、精密検査で牛白血病と診断し全部廃棄措置した。当該牛（以下、母牛）およびその胎仔（推定5～6月齢）について以下の検査を実施した。なお、胎仔は心残血を採取した。

(3) 検査方法

i) 血液塗抹検査

ヘマカラー（メルク）で染色し、血液像を検査した。

ii) BLV 抗体検査

牛白血病抗体アッセイキット「日生研」（日生研）を用い、受身赤血球凝集反応（PHA）により、血清中の BLV 抗体価を測定した。

iii) nested-PCR 法による EDTA-2Na 加血液からの BLV プロウイルス DNA の検出

EDTA-2Na 加血液（以下、全血）10 μ Lから、Insta Gene matrix（バイオラッド）により抽出した DNA をテンプレートとし、BLV の env 遺伝子中の gp51 を増幅する2組のプライマー（1st-env5032/env5608r、2nd-env5099/env5521r）⁽²⁾を用い、nested-PCR 法による BLV プロウイルス DNA の検出を行った。

結果

(1) と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴

検討した26頭は、いずれもBLV血清抗体価陽性(3.2倍~20.48倍)、また、nested-PCR法を導入した平成20年度以降に摘発した25頭は、いずれもPCR陽性を示し、全頭が成牛型牛白血病と確定診断した。

26頭の用途別分類では、肉用種は11頭で、と畜検査時の平均月齢は4.3月齢、乳用種は15頭で、平均月齢は8.0月齢だった。品種別分類では、黒毛和種11頭、日本短角種1頭、ホルスタイン種15頭であった。黒毛和種では、3.0月齢および3.1月齢の出荷適齢の発症が5頭で認められた。日本短角種1頭は1.7月齢であった。ホルスタイン種での発症は、すべて経産廃用牛であった

(図1)。なお、交雑種の発症は認められなかった。

(2) 妊娠黒毛和種における牛白血病ウイルスの母子感染症例

母牛のBLV血清抗体価は20.48倍以上(陽性)を示し、nested-PCR法にて500bp付近に特異的バンドを認め、成牛型牛白血病と確定診断した。胎仔の血清抗体価は4倍以下(陰性)であったが、nested-PCRは陽性を示した。胎仔血液は全体に血球数が少なく、「薄い」印象であったが、全血10 μ L中のBLVプロウイルスDNA量(※電気泳動のバンド濃度より推定)は母牛と同量程度を認め、高度のウイルス血症の病態にあると診断した(図2)。また、血液塗抹像において、母牛、胎仔ともに異型リンパ球を認めた(図3)。

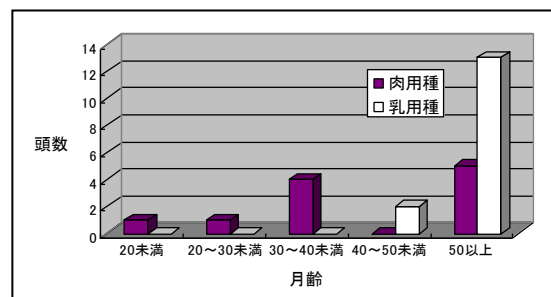


図1 「牛白血病」で全部廃棄措置した牛の用途別、月齢分類

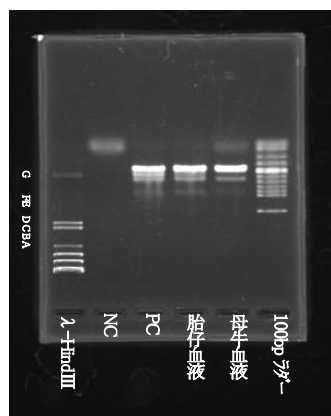


図2 母牛およびその胎仔の nested-PCR 結果

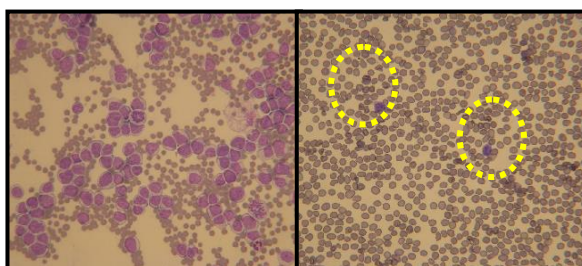


図3 血液中の異型リンパ球(左:母牛、右:胎仔)

考察

成牛型牛白血病の好発年齢は一般に4~8歳とされる。調査した26頭のうち、ホルスタイン種15頭は、全頭が好発年齢での発症であったが、黒毛和種および日本短角種11頭のうち、6頭が1.7月齢~3.1月齢の若齢発症であり、肉用種における発症の低月齢化傾向が認められた。近年、肉用種、特に黒毛和種における若齢発症の報告が散見され^(3, 4, 5)、また、品種別のBLV抗体陽性率調査では、乳用種に比べ、2歳以下の肉用種の陽性率の高さが報告され、肉用種においてBLVの早期感染が起こっている可能性が示唆されている⁽⁶⁾。早期感染とは、すなわち経乳、経胎盤等の垂直感染を意味するが、現在のところ、BLVの胎内感染は数%以下^(1, 7)とする説が主流であり、畜産部局におけるBLV感染防止対策は、直腸検査手袋や注射針の1頭ごとの交換、並びに初乳対策等に力点が置かれている。

一方で、BLVの母子感染に関する報告もあり、リンパ球増多症を示す母牛や感染ウイルス量の多い母牛の仔

は BLV 陽性となる率が高いとされている^(8, 9)。しかし、その伝搬経路については、産仔の検査では限界があり、経胎盤、産道、初乳、水平のいずれであるかの確定はされていない場合が多い。今回調査した妊娠黒毛和種とその胎仔の症例において、推定5～6月齢胎仔の血液中に BLV プロウイルス遺伝子および異型リンパ球を認め、母牛からの経胎盤感染を確認した。と畜家畜の妊娠胎仔を検査することによって、明らかな経胎盤感染の存在が確認でき、肉用種における早期 BLV 感染の一因に、経胎盤感染の存在を証明出来たことは大きいと考える。

今回の調査では、当所において一定のと畜検査実績のある交雑種の発症は認められなかった。若齢発症傾向のある黒毛和種との違いについては、母牛の品種、年齢および BLV 浸潤度の違い等が考えられる。すなわち、交雑種の母牛はホルスタイン種であり、その年齢は平均廃用の6歳位までであるのに比べ、黒毛和種の母牛は繁殖用黒毛和種であり、かなりの高齢まで繁殖させる。今回の症例である妊娠黒毛和種も209月齢と高齢であり、その病理所見より、BLV 浸潤度は高度と考えられた。胎仔胎盤に腫瘍細胞浸潤を認めたとする報告⁽¹⁰⁾もあることから、高齢母牛および胎盤への BLV 浸潤度が、黒毛和種の若齢発症傾向の一因となっている可能性が示唆された。

血統の良い繁殖用牛は、例え BLV 抗体陽性であっても繁殖に供するのが現状である。しかし、胎内感染等により BLV 陽性となった仔牛は、不顕性感染牛あるいは若齢発症牛となり、農場内 BLV 汚染の原因となる恐れが高い。また、適齢まで肥育した後に、と畜場で全部廃棄措置となることは、肥育農家の経済的損失にもつながる。このことから、繁殖用牛については、農家への導入時や人工受精時に血液検査を実施し、BLV 陽性の場合には繁殖に供しない姿勢が重要と考える。農場における同病の清浄化のため、畜産部局並びに農家における更なる対策を希望する。

引用文献

- (1) 村上賢二ほか 日獣会誌、Vol.62、p499-502 (2009)
- (2) H.Fechner et.al. Virology、Vol.237、p261-269 (1997)
- (3) 方波見将人ほか 臨床獣医、Vol.31、p36-39 (2013)
- (4) 後藤まどかほか 長野県飯田家畜保健衛生所報告、(2011)
- (5) 荒井眞弓ほか 神奈川県県央家畜保健衛生所報告、(2010)
- (6) 大川育之ほか 広島県獣医学会雑誌、Vol.22、p68-70 (2007)
- (7) 清水悠紀臣ほか 動物の感染症、初版、p115-117、近代出版 (2002)
- (8) 山下将哉ほか 沖縄県中央家畜保健衛生所報告、(2010)
- (9) 山本祐輔ほか 広島県獣医学会雑誌、Vol.26、p33-36 (2011)
- (10) 大島寛一ほか Japanese Society of Veterinary Science、Vol.44、p479-488 (1982)

I. 緒論

牛白血病とは、体表リンパ節および体腔内リンパ節の腫大などの異常を示す疾病で、地方病性（成牛型）と散発型に分類され、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。

成牛型は5～8才齢で好発するBリンパ球によるリンパ腫であり、原因ウイルスであるBLVは、リンパ球に感染し、持続感染する。散発型は主にTリンパ球によるリンパ腫で、発症年齢とリンパ腫の発生臓器の違いから子牛型、胸腺型、皮膚型に分類されるが、その発生原因は未だ不明である^{1) 2)}。

発症すると、削瘦、元気消失、眼球突出、下痢、便秘がみられ、末梢血液中には量的な差はあるが常に異型リンパ球の出現がみられる³⁾。腫瘍形成は全身リンパ節を中心に、全身諸臓器に広く認められるが、特に心臓、第IV胃、子宮に顕著である。組織学的にはいずれも著しい腫瘍細胞のびまん性増殖がみられ、激しい組織崩壊をもたらす。発症牛は予後不良である。

近年、全国的に牛白血病の発生が増加しており⁴⁾、奈良県食肉センターに搬入された牛も例外ではない。また、一般的な特徴とされる病状が乏しいにもかかわらず、解体処理後に発見される事例が増加している。

当所では、解体後検査で牛白血病疑いと診断した個体は、48時間の保留期間を設け、病理検査、微生物検査、理化学検査を行い、確定診断後に全部廃棄措置としている。

今回、平成22年度から平成24年度の過去3年間に奈良県食肉センターに搬入され、牛白血病と診断した牛について、病理学的考察を行ったので報告する。

II. 材料・方法

平成22年度から平成24年度に奈良県食肉センターに搬入され、牛白血病と診断した牛について以下の病理検査を行い、まとめた。

I) 肉眼検査

II) 細胞診

腫瘍性変化を認めた臓器・組織のスタンプ標本作製し、ヘマカラー染色液にて染色、鏡検した。

III) 病理組織学的検査

腫瘍性変化を認めた臓器・組織の凍結切片標本およびホルマリン固定後のパラフィン切片標本を用いて常法に従い、ヘマトキシリン・エオジン染色（以下、HE染色）にて染色、鏡検した。

また、平成24年度に牛白血病と診断した牛8頭について、パラフィン切片標本を用いて、ヒストファイン、シンプルステイン法により免疫染色を実施した。一次抗体には、B細胞系に特異的なCD79 α 抗体とT細胞系に特異的なCD3抗体を用いた。

III. 結果

I) 過去3年間、当所で牛白血病疑いとして保留となった牛のと畜検査の所見を表Iにまとめた。

牛白血病で全部廃棄となった牛の多くは、比較的高齢牛であった。

牛白血病の指標となるリンパ節の腫大について調べたところ、過去3年間のと畜検査結果から内腸骨リンパ節に最も腫大性変化が認められ、次いで肺付属リンパ節、浅頸リンパ節、腸骨下リンパ節となった（図I・II）。

II) スタンプ標本で、大小不同、多核細胞、核分裂像および細胞分裂散見といった特徴を持つ、異型リンパ球を多数確認した（図III）。

III) HE染色を行った標本を鏡検したところ、臓器実質内へのリンパ球様腫瘍細胞浸潤を認めた（図IV）。

IV) 免疫染色を行った標本の鏡検により、平成 24 年度に牛白血病と診断した 8 頭全ての個体で、成牛型牛白血病に特異的な CD79 α 抗体に反応した組織を認めた (図 V)。

IV. 考察

牛白血病は、と畜検査で発見された場合、全部廃棄措置となるため経済的損失が大きい。

今回、確定診断した平成 24 年度の牛 8 頭について、病理組織診断名は全身性リンパ腫、疾病診断名は成牛型牛白血病とした。

近年、と畜検査における生体検査で異常を認めないが、解体処理後に牛白血病が発見される場合が増加している。

特に内腸骨リンパ節、浅頸リンパ節、腸骨下リンパ節において、比較的高率に肉眼的および病理組織学的に異常が認められた。内腸骨リンパ節、浅頸リンパ節、腸骨下リンパ節は体幹リンパ節であり、と畜検査時には、特にこれらのリンパ節の性状に注意する必要があると思われる。

また、と畜検査時の臓器の所見から、主に心臓、消化器、子宮で腫瘍性病変を認めた。

今後も牛白血病と診断した個体について、と畜検査現場において診断の補助となるように腫瘍性腫大を示したリンパ節および臓器、組織の情報を蓄積する必要がある。

また、スタンプ標本および凍結切片による迅速診断は、異型リンパ球の検出に有効であるが、免疫染色を行うことにより、成牛型牛白血病もしくは散発型牛白血病の確定診断が可能である。

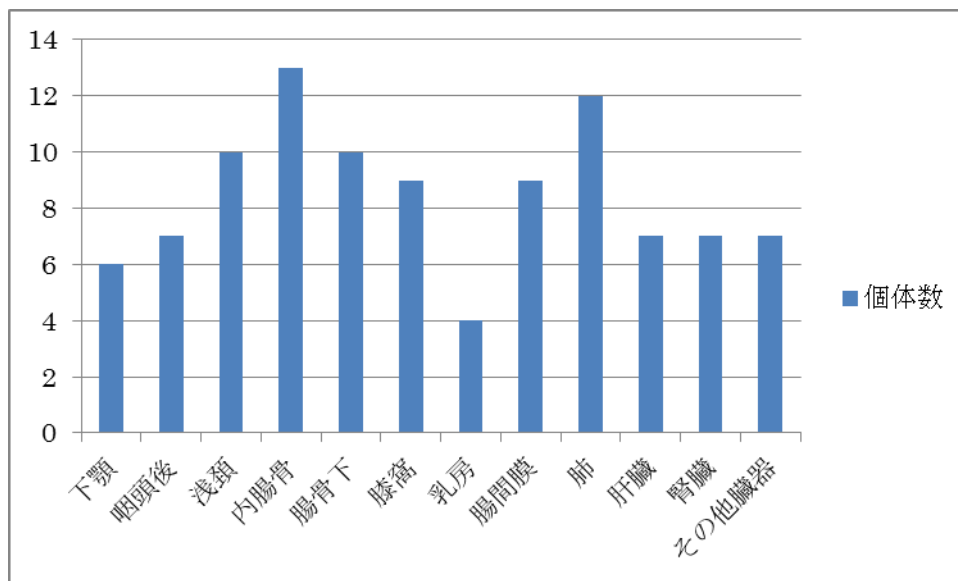
と畜検査においても、免疫染色は一般的な診断方法となってきたが、染色に時間がかかるため、48時間の保留期限に間に合わないなどの欠点がある。近年、血液塗抹の免疫染色も開発されており、より迅速かつ正確に診断を下せるように新たな方法を検討していきたい。

V. 参考文献

- 1) 石田卓夫、岡田幸助、吉野知男：造血系腫瘍獣医病理学各論（第 1 版），80-87，日本獣医病理学会編，文永堂出版，東京（1999）
- 2) 小沼操、明石博臣、菊池直哉、澤田拓士、杉本千尋、宝達勉：動物の感染症（第二版），110，近代出版，東京（2006）
- 3) 村上賢二、小林創太、筒井俊之：我が国の地方病性牛白血病の発生動向と対策- その現状と課題- ，62 499-502，日獣会誌（2009）
- 4) 山崎安子、山田悟、山路美晴：と畜検査でみられた牛白血病，滋賀県食肉衛生検査所

年度	日付	月齢	腫大Ly節	と畜検査(腫瘍性病変を認めた臓器)
22	4月21日	108	頭部 肺門 縦隔	右心耳 腎臓 子宮 胃 結腸、直腸 膀胱 横隔膜
	9月13日	55	肺門 膝窩 浅頸 内腸骨 腸骨下	右心耳 胃、小腸、大腸
	10月25日	52	下顎 咽頭後 膝臓近辺 気管枝 縦隔膜 乳房 内腸骨 浅頸 腸骨下 膝窩	脾臓 膀胱 肝臓 子宮 乳房実質
	12月6日	31	下顎 内咽頭後 気管枝 縦隔 肝門 腎門 浅頸 腸骨下 内腸骨 膝窩 腸間膜	胃 脾臓 右心耳 肝臓 子宮 横隔膜 小腸
	3月24日	77	内咽頭後 腸間膜 縦隔 肝門 浅頸 内腸骨 腸骨下 膝窩 乳房	IV胃 脾臓 膀胱 心臓 腎臓
23	4月19日	106	IV胃付属 内腸骨 腸間膜 腎門	頸部 心筋 肺
	9月1日	18	下顎 内咽頭後 腸間膜 肺門 肝門 腎門 浅頸 腸骨下 内腸骨 膝窩 鼠径	IV胃粘膜 脾臓 心耳 肝臓 腎臓
	2月23日	72	下顎 腸間膜	II・III・IV胃粘膜 右心耳 腎臓
24	6月4日	43	内咽頭後 腸間膜 肺門 肝門 腎門 乳房 浅頸 腸骨下 内腸骨 膝窩	回腸(バイエル板)
	10月8日	61	肺門 第III胃 腎臓 浅頸 内腸骨	心臓 胆嚢 子宮
	10月30日	73	下顎 漿膜面 腸間膜 肺門 左腎臓付属 内腸骨	横隔膜 IV胃壁 小腸・大腸 心耳 肺
	11月19日	31	下顎 内咽頭後 外咽頭後 肺門 肝 腎 浅頸 内腸骨 腸骨下 膝窩	左心耳
	11月21日	78	浅頸 腸骨下 内腸骨 膝窩	子宮
	11月27日	71	腸間膜 肺付属 肝付属	右心耳 肺
	1月7日	78	腸骨下 内腸骨 肝 腎 乳房	子宮
	1月23日	31	腸間膜 III胃漿膜面 肝 浅頸 腸骨下 内腸骨 膝窩 咽頭後	右心耳 子宮 IV胃 横隔膜

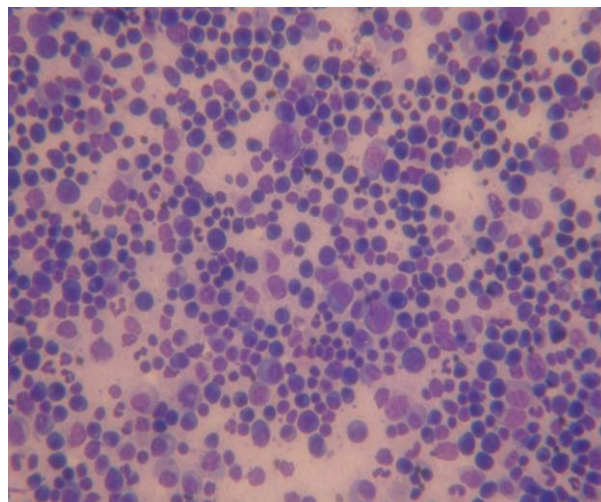
(表 I : 平成 22 年度から 24 年度に搬入され、牛白血病疑いで保留となった牛について)



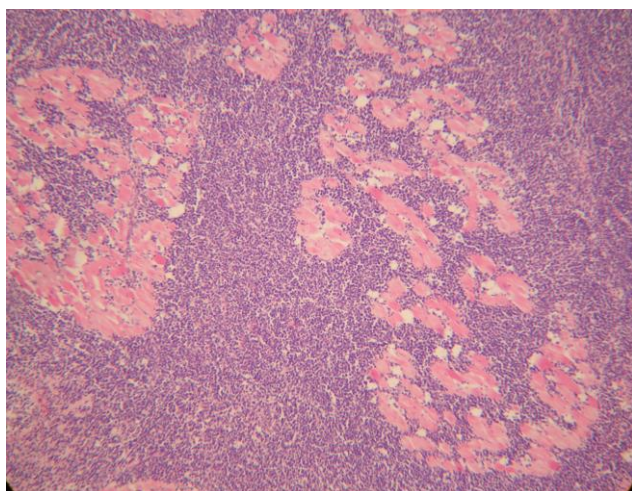
(図 I : 過去 3 年間、牛白血病と診断し全部廃棄となった牛で腫瘍性腫大を認めたリンパ節)



(図 II : 腫瘍性腫大を示した浅頸リンパ節)



(図 III : スタンプ標本で認められた異型リンパ球)



(図 IV : HE 染色で認められた心筋内への腫瘍細胞浸潤像)



(図 V : 免疫組織染色。左 : CD79 α 抗体陽性、右 : CD3 抗体陰性。)

2 研修・講習会等への参加

年 月 日		名 称	場 所	参加人数	
				食 肉	市 場
平成 25 年	6 月 18 日	奈良県衛生関係職員協議会研修会	大和郡山市	10	3
	6 月 26 日	近畿地区市場食品衛生検査所協議会	奈良県 奈良市		4
	7 月 24 日 25 日	全国食肉衛生検査所所長会議及び全国大会	岐阜市	1	
	8 月 29 日 30 日	近畿食品衛生監視員協議会研修会	和歌山県 和歌山市		2
	9 月 26 日	食品表示関係法制度研修	大阪市		1
	10 月 4 日	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会・研修会	千葉県	1	
	10 月 24 日 25 日	全国食品衛生監視員研修会	東京都		1
	11 月 1 日	全食協近畿ブロック会議及び技術研修会	大阪市	3	
	10 月 31 日 11 月 1 日	全国市場食品衛生検査所協議会 全国大会	三重県 津市		2
	11 月 14 日 15 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会総会・研修会	相模原市	1	
	11 月 29 日	地方衛生研究所全国協議会 近畿支部自然毒部会研究発表会	神戸市		1
	11 月 20 日 21 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・研修会	茨城県	1	
平成 26 年	1 月 20 日 21 日	全国食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都	2	

IV 参考資料

1 条例・規則等

(1) 奈良県食品衛生検査所設置条例

平成二年三月三十日
奈良県条例第二十二号

(設置)

第一条 と畜検査その他と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく事務を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

(名称等)

第二条 食品衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市	奈良市を除く県の全域

附 則

(施行期日)

- この条例の施行期日は、規則で定める。
(平成二年規則第二三号で平成二年一二月六日から施行)

(2) 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則

平成二年十二月五日
奈良県規則第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務を奈良県食品衛生検査所長に委任する。

- と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下この号において「法」という。）及びと畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号。以下この号において「令」という。）中次の事項を行うこと。
 - 法第五条第二項の規定により、獣畜の種類及び頭数を制限すること。
 - 法第十三条第一項第一号の規定による獣畜のとさつの届出を受理すること。
 - 法第十三条第三項の規定により、とさつ又は解体の場所等を指示すること。
 - 法第十四条の規定により、獣畜の検査をすること。
 - 法第十六条の規定により、同条第一号から第三号までの措置をとること。
 - 法第十七条第一項の規定により、報告を徴し、又は職員に立ち入り、検査させること。
 - 令第四条第二号の規定によるとさつを許可すること。
 - 令第七条の規定により、申請書を受理すること。
 - 令第九条の規定により、検印を押すこと。
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下この号において「法」という。）中次の事項を行うこと。

ア 法第十五条第一項から第三項までの規定により、食鳥の検査を行うこと。

イ 法第二十条の規定により、同条各号に掲げる措置を採ること。

ウ 法第十六条第二項の認定小規模食鳥処理業者以外の者に対し、法第三十七条第一項の規定により報告をさせ、又は法第三十八条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。

三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。）中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。

ア 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に営業の場所等に臨検し、検査させ、又は収去させること。

イ 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。

ウ 法第五十四条の規定により、営業者又は職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二年十二月六日から施行する。

（保健所長に対する事務委任規則の一部改正）

附 則（平成五年規則第五二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年八月二十九日から施行する。

附 則（平成一六年規則第三七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年二月二十七日から施行する。

（3）奈良県行政組織規則

昭和三十一年七月一日

奈良県規則第二十六号

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、知事及び会計管理者の事務を処理させるための組織について必要な事項を定め、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

略

第三章 出先その他の機関

（名称等）

第八条 出先その他の機関（大学及び県立病院を除く。以下同じ。）の名称、位置、管轄区域、所掌事務及びそれぞれを主管する課は、別表第一のとおりとする。

課（これに類するものを含む。以下同じ。）を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

略

別表第一（第八条関係）

出先その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び主管する課

名称	位置	管轄区域	所轄事務	主管課
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町	奈良市を除く県の全域	一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく事務	消費・生活安全課

別表第二（第九条関係）

課を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務

出先その他の機関名	部の名称	所轄事務	備考
奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	食肉検査課 一 所内の庶務に関する事。 二 と畜検査及びと畜場の衛生に関する事。 三 食肉の衛生に関する事。 四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関する事。 五 その他他課の主管に属しないこと。 市場食品検査課 一 奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関する事。 二 市場内の営業用施設及び市場内に取り扱う食品等の監視又は指導に関する事。 三 市場内の食品関係者の衛生指導に関する事。 四 その他市場内の食品衛生に関する事。	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町（奈良県中央卸売市場内）とする

(4) 奈良県手数料条例

平成十二年三月三十日
奈良県条例第三十三号

(徴収)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定による手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料の額等)

第二条 前条の手数料の額及び徴収の時期は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

略

別表第一 (第二条関係)

番号	名称	手数料額		徴収時期
二百四十三	と畜検査手数料	牛又は馬の場合	六百円	検査申請のとき
		とく、豚、綿羊又はやぎの場合	三百五十円	検査申請のとき
二百四十六	食鳥検査手数料	一羽につき四円		検査申請のとき
四百十二	証明手数料	五百円		証明申請のとき

2 奈良県食肉センターの概要

(1) 所在地 奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1

設置者 公益財団法人奈良県食肉公社

開場年月日 平成2年12月6日

施設の概要

ア 能力

処理能力/日 大動物 50 頭 小動物 170 頭

枝肉冷却・冷蔵能力 920 頭 (豚換算)

内蔵冷蔵庫 7.2 トン (うち 4.2 トンは冷凍)

汚水処理能力 450 m²/日

汚物焼却能力 1.5 トン

イ 規模

敷地面積 29,332 m²

建物面積 5,198.37 m²

ウ 付属施設

駐車場 (兼調整池) 駐車能力 67 台

多目的グラウンド (兼調整池) 9,278 m²

用途: 少年野球・ソフトボール・テニス・ゲートボール等

(2) 業務概要

ア 施設維持管理及び運営

実施主体 公益財団法人奈良県食肉公社

イ 食肉市場業務

開設者 公益財団法人奈良県食肉公社

市場開設年月日 平成3年2月5日

	卸売業者	奈良食肉株式会社
	買受人	31人（平成26年3月現在）
	開場日	2日／週（火曜日及び木曜日）
ウ	とさつ解体業務	
	実施主体	公益財団法人奈良県食肉公社
	実施日	5日／週（月曜日～金曜日）
エ	内臓処理業務	
	実施主体	奈良畜産副生物株式会社
	実施日	5日／週（月曜日～金曜日）
オ	冷蔵保管業務	
	実施主体	公益財団法人奈良県食肉公社
	実施日	5日／週（月曜日～金曜日）

3 奈良県中央卸売市場の概要

- (1) 所在地 奈良県大和郡山市筒井町957-1
- (2) 設置者 奈良県知事
- (3) 開場年月日 昭和52年4月22日
- (4) 施設の概要

ア 取扱高

青果	野菜	年間	115,736トン
	果実		33,053トン
水産物	鮮魚		7,997トン
	冷凍		2,941トン
	塩干		6,841トン

イ 主要施設の概要

敷地面積	152,225 m ²	
《卸売場棟》	鉄筋コンクリート2階造	31,280 m ²
卸売場	14,358 m ²	
仲卸売場	8,373 m ²	
買荷保管積込場	3,225 m ²	
《冷蔵庫棟》	鉄筋コンクリート造	7,081 m ²
冷蔵能力	5,821トン	
《関連商品売場棟》	鉄筋コンクリート2階造	7,788 m ²
《管理棟》	鉄筋コンクリート3階造	2,470 m ²
《特高棟》	鉄筋コンクリート2階造	883 m ²
《バナナ加工場》	鉄筋コンクリート平屋造	926 m ²
《倉庫加工場》	鉄筋コンクリート4階造	平屋造
	鉄骨造1棟 平屋造	2,182 m ²
《駐車場》	約2,000台収容	47,012 m ²

4 と畜に関する料金一覧表（1頭当たり）

項目		と畜場使用料		とさつ解体料	と畜検査手数料	
		規定	納付額		規定	納付額
牛	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	350	100
馬	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	600	200
豚		1,365	525	840	350	100
めん羊		1,365	525	840	350	100
山羊		1,365	525	840	350	100
納付先		公益財団法人奈良県食肉公社			奈良県食品衛生検査所	
根拠		と畜場法に基づく知事許可			奈良県手数料条例	

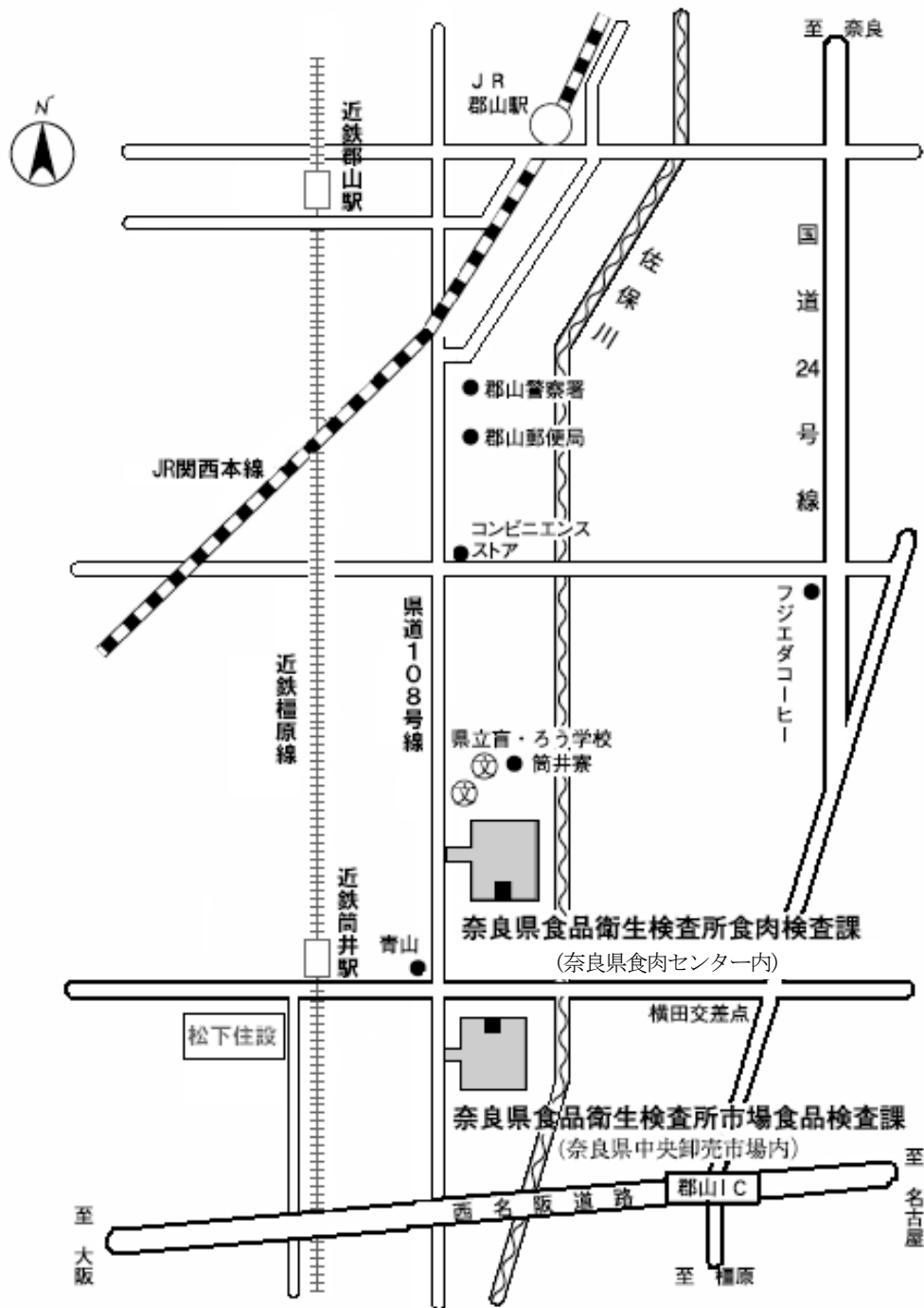
注：1 と畜場使用料およびと畜検査手数料は、諸般の事情により当分の間減額

2 料金は、公益財団法人奈良県食肉公社が一括徴収

5 食鳥検査手数料

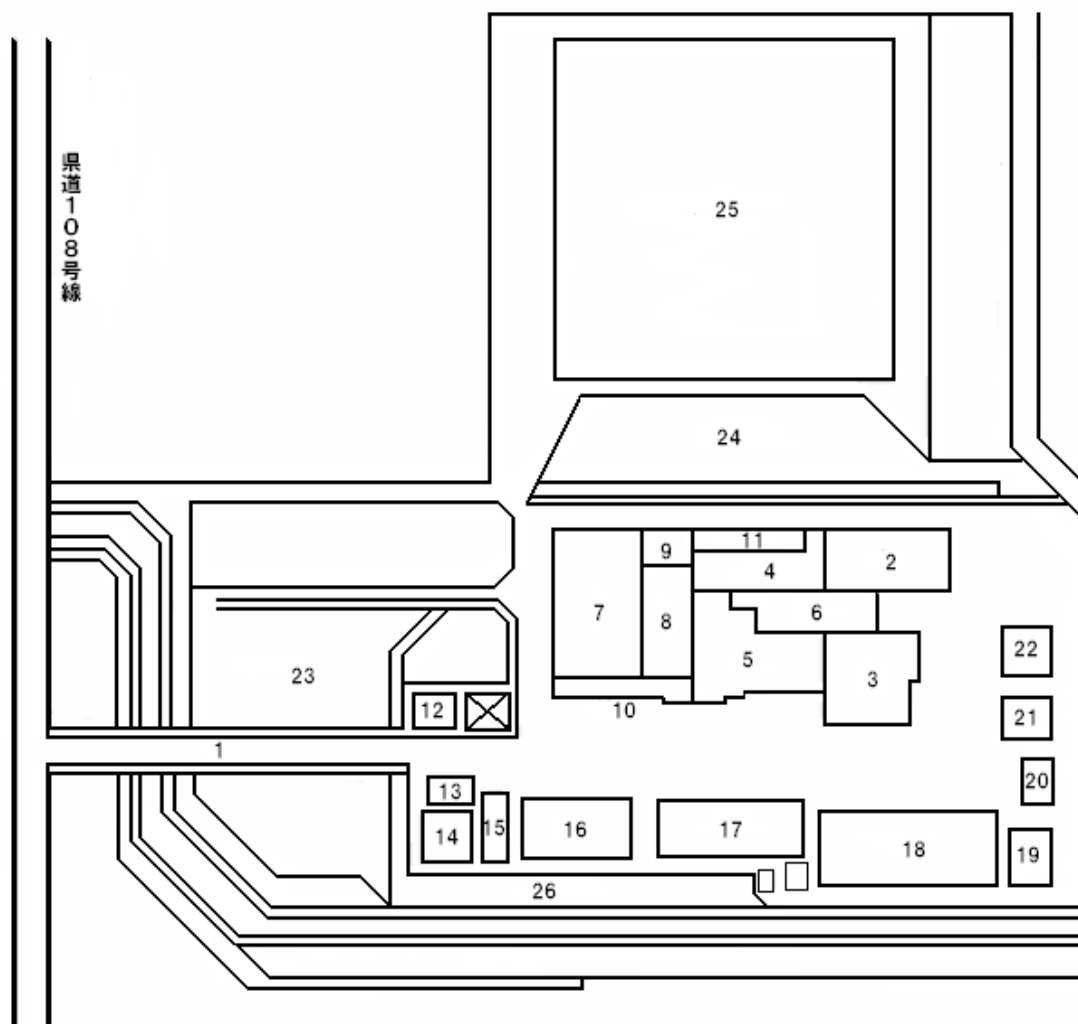
1羽当たり 4円

案内図



配置図

1 奈良県食肉センター



1 正面入り口	8 卸売場	15 ポンプ室	22 洗車場
2 大動物けい留所	9 部分肉処理室	16 食品衛生検査所	23 駐車場兼調整池
3 小動物けい留所	10 出荷プラットフォーム	17 管理棟	24 築山(緩衝緑地)
4 大動物解体室	11 機械室等	18 汚水処理棟	25 広場兼調整池
5 小動物解体室	12 守衛室	19 焼却炉棟	26 沈砂槽
6 内蔵処理室	13 濾過装置	20 車庫棟	
7 冷却冷蔵庫	14 受水槽	21 病畜棟	

